

「科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件」の概要

令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において基金化された「特別研究員奨励費」について、基金化前に採択され、科学研究費補助金による助成を受けている既存の研究課題が令和5年度末に全て終了することを踏まえ、科学研究費補助金における補助事業等の範囲から「特別研究員奨励費」を削除するための措置を講ずることとする。

1 骨子

科学研究費補助金における補助事業等を行う「研究者」の範囲から、「日本学術振興会特別研究員」を除くこととする。

2 施行期日

令和6年4月1日

(参考) 特別研究員奨励費について

科学研究費助成事業（科研費）の研究種目のうち、日本学術振興会特別研究員（外国人特別研究員を含む。以下「特別研究員」という。）に採用された研究者が行う研究を助成するものであり、研究期間は原則3年以内・総配分額は450万円以内となる。

令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算において、科学研究費補助金ではなく学術研究助成基金助成金により助成する研究種目へと位置付けが変更された（基金化された）ものの、令和4年度以前に採択された研究課題の一部は引き続き科学研究費補助金による助成が実施されていた。

なお、科学研究費補助金の研究種目のうち、特別研究員であることをもって研究代表者となることが認められているのは、「特別研究員奨励費」の補助金分のみである。